

市第51号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「106,211平方メートル 「108,735平方メートル
（うち公の施設 106, を （うち公の施設 107, に改める。
211平方メートル） 」 476平方メートル） 」

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市中心卸売市場本場の面積を変更するため、横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（市場の名称、位置及び面積）

第 2 条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名 称	位 置	面 積
横浜市中央卸売 市場本場（以下 「本場」という 。）	横浜市神奈川区	$\frac{108,735 \text{ 平方メートル}}{106,211 \text{ 平方メートル}}$ $\frac{107,476 \text{ 平方メートル}}{106,211 \text{ 平方メートル}}$
（省 略）	（省 略）	（省 略）